

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年4月6日（火）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時19分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

職員部長 小澤 毅夫

職員部 担当部長 佐藤 茂樹

庶務課担当課長 瀬川 裕

教職員人事課 担当課長 西田 寛

生涯学習推進課長 箱島 弘一

生涯学習推進課 担当係長 廣瀬 徳政

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から14時10分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 陳情第2号（令和2年度）（令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 陳情第2号（令和2年度）（令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての陳情を受け付けましたので、御報告いたします。

初めに、書記より読み上げさせていただきます。

—陳情第2号（令和2年度）読み上げ—

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、陳情者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま、報告のありました、令和2年度に受付した陳情第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、陳情の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No. 2の1ページをごらんください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに「1 臨時代理した事項」の(1)制定した規則につきましては、「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」でございます。

次に、(2)内容につきましては、生涯学習部生涯学習推進課の企画係及び振興係を廃止するものでございます。

次に、(3)施行期日につきましては、令和3年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和3年3月30日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和3年4月1日から生涯学習部生涯学習推進課の企画係及び振興係を廃止することに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

なお、報告事項No. 2資料に、組織体制の拡充に伴い係制を廃止し、担当制に移行する生涯学習推進課の組織図を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

この臨時代理を行った日が3月30日、そして施行開始4月1日ということで、2日間しかないのですが、人事関係の変更ということも伴うのかなと思ったので質問なんですが、人事関係のことはその前に一応準備されていたと考えてよろしいですか。

【瀬川庶務課担当課長】

施行日等の御質問でございますけれども、人事関係の発令は内示の日で出しております、こちらにつきましては事務分掌規則上の係がなくなるという、係制がなくなって担当制に移行するという改正の内容だけでございますので、人事等のところには特段影響がないものでございます。以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項No. 3 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

それでは「令和3年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

まず、1の趣旨でございますが、この試験は、令和4年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

2の募集対象・募集人員でございますが、表のとおり、小学校区分は、少人数学級実施の動向を踏まえ、昨年度より30名増の190名程度です。中学校、高等学校区分は各教科合わせて、

50から55名で、昨年度と同様、全教科の募集をいたします。

また、高等学校（工業）は5名から10名、特別支援学校区分は10名程度、養護教諭は5名から10名の募集となります。

3の選考区分でございますが、（1）から（5）までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましてはIからVの五つございます。

4の受験案内・パンフレットの配布でございますが、（1）のとおり、4月1日から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で行うとともに、（2）のとおり、本市インターネットホームページ等に掲載しております。

5の受付期間でございますが、4月14日から5月21日までといたします。

6の第1次試験でございますが、7月11日の日曜日に実施いたします。これまで川崎、愛知、熊本を試験会場としておりましたが、熊本会場を宮城会場に変更し、今年度から川崎会場、愛知会場、宮城会場で実施いたします。

熊本会場の変更の理由でございますが、令和元年度より九州地方の試験日が本市と重なってしまい、受験者が減少しているからです。

7の第1次試験結果通知でございますが、7月29日に受験者全員に文書で発送する予定です。

次に、8の第2次試験でございますが、（1）（2）のAのとおり、「実技試験」は、8月10日に、中学校区分の「音楽・美術・保健体育・英語」について実施いたします。

また、面接試験につきましては、（1）（2）のIのとおり、対象者全員に、8月16日から9月17日までの期間で実施し、試験内容は場面指導と個人面接を実施いたします。

第2次試験の面接試験では、教育委員の皆様には、例年、面接官として多大なる御協力をいただいているところでございます。誠にありがとうございます。今年度も御協力をいただきますようお願いいたします。

9の第2次試験結果通知でございますが、10月15日に受験者全員に文書で発送する予定です。

最後に、10の主な変更点についてですが、二つございます。

一つ目は、受験日の重複による受験者減少を理由として、第1次試験の会場を「熊本会場」から「宮城会場」に変更いたしました。

二つ目は、受験校種が小学校区分で英語資格取得を対象とした加点制度を導入いたしました。

以上が採用試験の概要となります。

最後に、お手元のパンフレットの裏表紙をごらんください。教員採用試験説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、市内の市民館等を会場とした説明会を3回、市外は名古屋、福岡、首都圏、神戸、仙台の5会場を実施する予定です。また、大学における説明会は、各大学の希望に合わせて、対面方式またはオンライン方式で実施してまいります。しかしながら、昨日からの「まん延防止等重点措置地域」への対応として、仙台会場と神戸会場の中止、該当地域の大学はオンライン方式の説明会へ変更とさせていただきます。

その他の広報活動といたしましては、市政だよりの5月1日号や川崎市教育委員会ホームページで、教員採用試験の概要、川崎市の教育の取組、新しく作成しました教育長から受験者に送るメッセージと川崎市立学校教員募集PR動画を配信する予定です。さらには、川崎市教員採用ツイッターやメールマガジンでも、学校見学会や学校の豆知識、教員や学校の魅力など受験者にとって有益な情報を公開してまいります。

今年度も、子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性ある人材の採用に努めてまいります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等はございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

二つありまして、特別選考と一般選考の違いというのは何なのでしょう。それと、(5)の英語資格所有者のこの資格とは、どんな資格を言うのか、お願いします。

【小田嶋教育長】

2点、お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

まず、特別選考区分になります。一般受験とは違いまして、かつ特別選考Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにはそれぞれ資格要件というのを設定してあります。特に特別選考Ⅰというのは、国公立学校の正規教員経験者の方が対象になります。特別選考Ⅱは、川崎市立学校で臨時的任用職員や非常勤講師等を経験されている方。特別選考Ⅲについては、社会人であったり、青年海外協力隊、また看護師等の資格取得者という対象になっております。特別選考Ⅳについては、英語資格所有者ということで、こちらは中学校・高等学校の英語の教科の区分によって一定の成績を取得している方を対象にした選考になります。特別選考Ⅴについては、障害者対応ということになりまして、こちらの方は、どこか一般で受けるか、特別選考Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのどちらかに該当されて、障害者手帳をお持ちになっているということで、また配慮が必要な方というところで対象になっております。

2点目の加点制度でしょうか。

【小田嶋教育長】

資格ですね。

恐らく、今、パンフレットの一番最後のポケットの中に、受験案内が入っていますので、ちょっとその2ページ、3ページ以降。

【西田教職員人事課担当課長】

申し訳ありません、説明が。

【小田嶋教育長】

今説明していただいたことは、3ページに英語の資格のことも書いてあるので、そこを見ながら説明をお願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

今話させていただきました特別選考枠については、受験案内の2ページ、3ページに記載されている内容でございます。特別選考Ⅳの英語資格所有者ということはそちらに記載させていただいたとおりの点数をお持ちの方ということで、資格を、要件を満たす方を受験区分とさせていただきます。

【小田嶋教育長】

石井委員、よろしいでしょうか。

【石井委員】

TOEICとか毎月のようにやっているのですけれども、期間というか、証明書の有効期間とか、あるいは直近のものとか、1年間であるとか、何かそういう決まりがあるのですか。

【西田教職員人事課担当課長】

基本的には、受験時にお出しいただくんですけども、当然採用時までにはそれを取得しなければ、こちらの資格の要件を満たしておりませんので。

【石井委員】

それは直近ということで、数年前でも構わないということですか。

【西田教職員人事課担当課長】

そうですね。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ちなみに、もう1枚めくって、4ページに、選考ごとの試験の内容が変わってきますので、そこに丸印で示してあるとおり、特別選考の種類によっても変わってくるということです。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

小学校の募集人員ですが、令和2年度より30名ほど増えているかと思っておりますけれども、これ

は自然減の補填ということなのか、あるいは何か理由があつてのことなのか教えていただけますでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

本年度より、小学校2年生を対象に、昨年度まで1年生までだったのですが、1学級40名から35名学級に変更になっております。来年度、こちらの採用試験で令和4年度採用の皆さんを採用させていただきますので、令和4年度は、小学校3年生が35人学級というふうに段階的に学級編制が変わってまいります。そのために、退職者の動向も踏まえながら、必要なクラス増の分の募集をかけている状況でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

二つありますが、お願いします。

一つは、今の人数の件で、特別支援学校が10名程度ですけれども、このところだけ令和2年度に比べると大分減っていますが、これは退職者があまりいらっしゃらないからという理解でいいのかということ。それが一つです。

もう一つは、今の御報告資料でいくと、2次試験の面接が場面指導と個人面接というふうに書かれていますけれども、パンフレットというか、受験案内によると、1次試験のほうで集団面接がありますでしょうか。5ページ、集団討論というのがありますよね。ですから、1次のほうではコミュニケーション能力だったり、人間関係の性格であったりというのを把握し、2次のほうでは個人面接として、じっくりとその受験生の能力であったり、考え方とかを把握するというような考え方でよろしいかということ。

以上お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

まず、1点目の特別支援学校の募集人員ですが、やはり退職者動向の見込みというところで、特別支援学校の採用数が減っている現状でございます。

続きまして、1次試験で行われる集団討論と2次試験の個人面接の違いですが、田中委員のおっしゃるとおり、1次試験、集団討論のところは、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱのところで作らせていただきますので、現在、教職に就いていただいている方たちを対象にしています。ですので、現場で培われたコミュニケーション能力であったり、知識であったり、というものはからせていただくということになります。個人面接については、じっくりと一人ひとりのお人柄であったり、意欲だったりというのを聞き取る場面になっております。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

先ほど石井委員が御質問された英語の資格についてなんですけれど、今は、取得時期に特に期限を設けていないということだと思うのですが、私としては、期限を設けた方がいいのかなというふうに思っております。今、大学の入試のほうでも、こういう英語の資格の取得が推進されているので、大学入試のときにすごく英語を頑張って、英語をされて、ある程度の資格を取って、その後例えばちょっと離れてしまうというようなこともあるかもしれないので、やっぱり英語って使っていないと錆びちゃうものだと思うので、資格取得の期限を設けなく、もう少し何か考慮されたほうがいいのかと思うのが1点と、こちらの受験案内のほうで、先ほど出た特別選考のほうの、3ページの特別選考ⅣのTOEICのテスト730点以上、TOEFL-iBT80点以上というところと、あと小学校の加点のほうの英語資格取得者で、こちらはTOEIC785点以上と72点以上で、TOEICとTOEFLのテストが逆転しているというか、片方は上がって片方は下がっているのですが、その辺り何か理由があるのか教えてください。

【西田教職員人事課担当課長】

まず、期限については、またこちらで検討させていただくような御意見として承らせていただいてよろしいでしょうか。

【高橋委員】

はい。

【西田教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。英語資格取得者の件ですけれども、まず、特別選考Ⅳのほうですが、こちらは中学校、高等学校、英語の対象になります。ですので、英語の教員免許をお持ちの方という形になりますので、従前からのとおりこちらの点数でさせていただきました。

そして、小学校区分、新たに設けました英語資格取得者、加点制度ですが、実は、文科省のほうから各小学校に、英語専科の教員配置という加配が来ている現状がございます。そちらの英語専科の教員になる要件として、いわゆる実用英語検定準1級以上とか、TOEICの785点以上という示唆がございまして、そちらに準じた形で配点のほう、成績のほうというか、区分を決めさせていただきました。

なおかつ、そうは言いつつも、英語を勉強されている方たちで、英語の実践力が期待される方ということで、加点制度を2段階に分けさせていただきまして、英語が堪能な方ということで、もう少し低い点数の基準を設けまして、1次試験の加点制度にさせていただいているところでございます。

よろしいでしょうか。

【高橋委員】

参考に文部省の加配条件を参考にされているということで、それは承知したんですけど、ぱっと見たときに中学校、高校で専門的な資格を、即専門的な先生のTOEICが730点以上で、でも小学校のほうで加点してもらおうとするとTOEIC785点となると、ちょっと受ける身としては、何となく違和感を感じるような数字だなと思ったので、また文科省のほうの条件ですとか、いろいろ鑑みながら整合性というか、受験者にとってどういうふうに映るかというところも考えながら見ていただければと思います。よろしくお願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。また令和4年度以降の参考にさせていただきます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

作業にあたって、良い教員を集めるために御苦勞されていることにまず、感謝を申し上げると同時に、感謝というのはあれなんです、教員の資質の向上を考えたときには、やはり川崎で教員をやりたいという人はできるだけ多く採用したいという思いだというふうには思います。

それで、例えば今の英語に関しても、これは都内の私立の学校の採用は、2年以上の海外経験のある人を優先するという、その私立はそういうふうになっているんですね。1年の海外留学ではなくて2年以上というのは、1年だと実はあまり話せなくても済んでしまう。だから、2年以上なんだと、そこはそういうふうに厳しくしていると。

何が申し上げたいかということ、海外在住の経験のある方で、TOEICとかTOEFLと同じように、実はもう英語で日常でいろんなディスカッションとかされている方というものの優遇もあり得るかなというふうに思ったものですから、さらにいろんなきめ細かなものとか、留学経験をどういうふうに生かしていくのかということもありかなというふうに思いました。

それから、35人学級のことを踏まえてということをお話いただいたので、これから1万何千人日本中で必要だということは目に見えていますので、ここにできているパンフレットもすごくいいものができているのですが、受験案内、パンフレット、これ以外に何か用意されているものはありますか。

【西田教職員人事課担当課長】

採用説明会のほうでは、さらに詳しくパワーポイントを使いまして、スライドを使って御説明しています。先ほど申し上げたとおり、PR動画を今年度新しく作りまして、今年度は、採用5年目を迎える先生方ということで、今までは初任の先生方が非常に多かったのですが、一定の経験を積まれた先生方のやりがいというか、よかったこと、また苦勞したことという生の声をPR動画のほうにまとめさせていただきましたので、本当に川崎の学校の先生方の空気が非常に伝わってくるものじゃないかなというふうに自負しております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。よみうりランドに修学旅行で行ったあの映像とか使えたらすごくいいなかなと思って、つまり子どもたちがいきいきとしている姿は、教員を目指す先生方からするとやっぱり、こういう子どもたちのところでという思いが出てくるかなというふうに思ったものですから、ありがとうございます。

それで、このパンフレットの、川崎市教員育成指標ステージ0（着任時）というふうに書いてございまして、私が今勤務しているところの大学の例でいくと、既に大学2年のときに、どこを受けるかをほぼ決めていきましようと言っているんです。というのは、4年生になって川崎を決める人は一人もいなくて、3年の段階で既に川崎を決めていて、試験勉強もそこから始めているという形になりますので、2年の段階で川崎いいなという思いを持っていただくようなものというのがあってもいいかなとか、東京都が教員になるためにという何か冊子を出しているのですね。無料で配ったりしていますけれども、川崎の教員になるために何か有効なものとして、例えばですけど、そういうものか、あるいは今の学生さんたちは、やっぱり動画が決定的に大きな影響を与えそうな気がしますので、パンフレットと同時に動画という発想もいいかなというふうに思いました。

それで、先ほど言いましたように、2年生からというふうに考えると、2年生、3年生でステージ0の着任時で、ここに書いてある文言がさらに何か細かくというのはどういうふうに言ったらいいんでしょうかね。具体的な到達目標が出るようなものがあるといいかなというふうには思いました。田中委員もそうだと思うのですが、私たちシラバスを書くときに、必ず目標を書いた、その目標に到達しているとどんな状態になっているかというのを具体的に落とし込んでいって、勉強される学生さんたちがイメージが湧くようにというようなことをいつも要求されて、工夫しているものですから、できるだけ2年生、3年生ですと例えば、どんなイメージで、どんなふうにしていくと、このステージ0に到達するのかなというのがあると、もしかしたら川崎を2年生から希望してくださるようなものが出てくるかもしれないなと思ったものですから、申し上げたところであります。

ありがとうございました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

田中委員。

【田中委員】

一つだけいいですか。短く。

学校教員として採用するときの、何年か前から気になっていることですが、例えば、私どもの大学の場合、学科単位で教育学科として教員養成をやっていて、そのうち半分ぐらいが大体小学校に入るというふうになっていきます。そのうち何割か一定割合が社会教育主事の資格を取って教員になっていきます。ただ、近年の大学教育における教員養成は、どちらかというと早い時期から、1年、2年のうちから、学校にどんどん入り込んでいって、学校での教育活動をトレーニングして、教員になるときに即戦力として役立つということがかなり志向されていると思うのですね。

そのような中で、社会教育主事の資格も併せて取った学生の場合、在学中にかなり学校以外での子どもたちと接する機会があったり、地域の大人とのやり取りがあったりということで、学校以外の場との関係も持つトレーニングを受けていくので、これはとてもいいと思っているんです。特に川崎の場合は、コミュニティスクールであるとか、地域学校協働活動をこれからさらに推進していかれると思いますし、全国的にも社会に開かれた教育課程とか、その辺りが重視されていきますので、面接のときに、現在ではボランティア活動というと、学校でのボランティア活動についてかなり聞かれることが多いと思うのですが、そうではなくて、社会教育の場でのボランティア活動であるとか、地域づくりの経験であるとか、少し学校を離れたところでのいろんな経験を聞くということが、実は足腰の強い教員というものを採用することにもつながるんじゃないかという気がします。そのため、これから少し幅広い視野とか、多様な経験を評価していくような、既にやっていらっしゃると思うのですが、さらにその辺りに力を入れていかれるといいなと思いました。

以上です。

【西田教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。お手元の先ほどの案内の中の面接カードというのがありますが、その裏側に、採用試験の面接のときにごらんになっていただいたのですが、自己アピールといって、今、田中委員がおっしゃったような様々なボランティアとか体験とか、そういった資格とか、やっぱり自分がPRしたいこと、アピールしたいことをここにしっかり書いてくる受験者が多いかなと思いますので、そういった部分も恐らく面接の中で質問していただいたり、また評価の一つの観点として見ていただいているのかなと思いますので、今御指摘いただいたような部分もしっかり大事にしていきたいと思っております。

高橋委員。

【高橋委員】

配っていただいた、このパンフレット、本当に毎年どんどんいいものになっていくなと思いがら今日も読ませていただきました。これが置いてある場所は川崎市の役所の関係ということだったのですけれど、もし可能ならば、教員養成のカリキュラムがあるような大学ですとか、そういうところにも置いていただけたらいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【西田教職員人事課担当課長】

大学説明会のお願いをしている際に、置かせていただけるかどうか必ず確認して、今順次郵送している最中でございますので、できるだけ多くの学生の皆さんに手に取っていただきたいなというふうに願っております。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

1点だけすみません。

老婆心ながら、ちょっと事務的なことでお願いですけれども、ここにお問合せ先が教職員人事課として電話とそれからメールが載っておりますので、どれくらい問合せが来るのか分かりませんが、電話での応対というのは非常に大切なものですから、受ける職員の方は、ぜひ、明るく受験につながるような形で、待っていますよとか、そういうふうな形で懇切丁寧にさせていただきたいのと、あとメールもクイックレスポンスが大切なので、ささいなことであってもすぐ返事をする。分からないものについては、いついつまでというふうな形で、ちょっと放置されたりすると、やる気というか、そういったものにマイナスに働きますので、くれぐれもその点を十分気をつけて、本当に受験したいと思えるような受付をしていただければと思います。すみません。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項No. 4 慰謝料等請求事件について

箱島生涯学習推進課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

8 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(14時19分 閉会)